

7.7 文化財

1) 文化財

計画路線周辺に埋蔵文化財包蔵地が確認されており、工事の実施(切土工等、トンネル工事又は既存の工作物の除去)により埋蔵文化財への影響が考えられることから、環境影響評価を実施しました。

(1) 調査

調査結果

(a) 文化財の状況

計画路線周辺には「神奈川県文化財保護条例」(昭和30年4月1日 条例第13号)に基づき県指定天然記念物として指定されている「師岡熊野神社の社叢林」や、「横浜市文化財保護条例」(昭和62年12月25日 条例第53号)に基づき指定された史跡・文化財等が存在しますが、計画路線上には有形文化財等は存在していません。

(b) 埋蔵文化財包蔵地の状況

計画路線周辺の埋蔵文化財包蔵地の状況は、図7.7.1-1に示すとおりです。このうち、計画路線は表7.7.1-1に示す日吉付近の1箇所の埋蔵文化財包蔵地の近傍を通過します。

なお、当該包蔵地については戸建て住居、畑等による土地利用が行われており、計画路線通過部分には、東急電鉄東横線の高架橋が存在しています。

表 7.7.1-1 調査結果(埋蔵文化財包蔵地)

遺跡番号	所在地	種類	規模(m)	時代・時期	備考
港-39	日吉本町一丁目30付近	貝塚	200×100	縄文(前期)・弥生(後期)	箕輪貝塚、宅地化により大部分破壊

出典:「横浜市文化財地図」(平成15年3月 横浜市教育委員会)

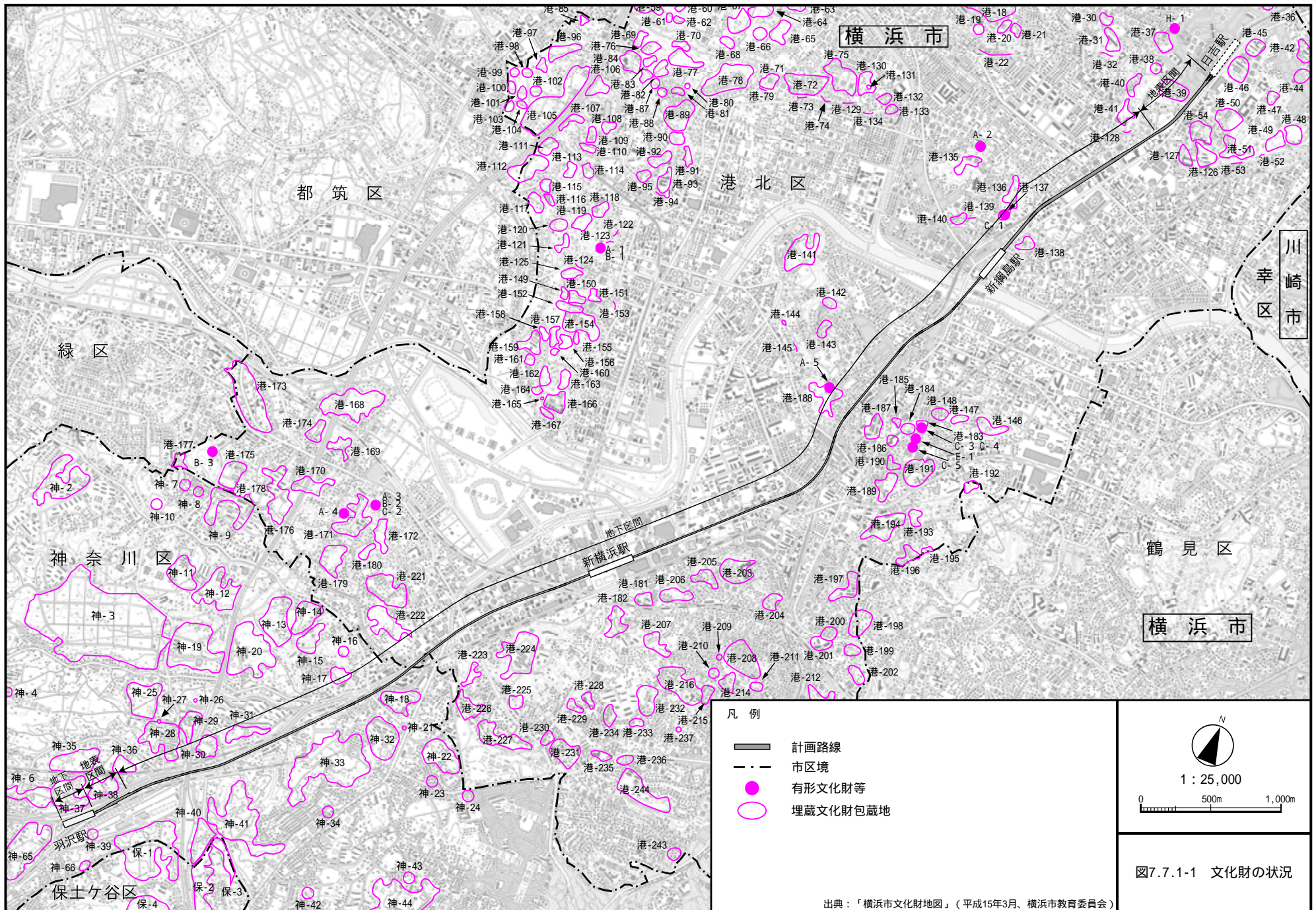
(c) 法令等による基準等

a 文化財保護法

文化財を保存し、かつ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的としており、文化財に対する政府及び地方公共団体の任務、国民、所有者等の心構え等を定めています。周知の埋蔵文化財包蔵地で土木工事等を行う場合、「文化財保護法」に基づく関係機関等への手続きが必要となります。

b 横浜市文化財保護条例

文化財保護法第 182 条第 2 項の規定に基づき、横浜市の区域内に存する文化財で市にとって重要なものについて、その保存及び活用のために必要な措置を講じ、もって市民の郷土に対する理解を深めるとともに、市民の文化の向上及び発展に資することを目的としており、市民・所有者等の責務、所有者の管理義務、現状変更等の制限などの規定があります。



(2) 予測

予測の手法

工事の実施による文化財への影響について、文化財及び埋蔵文化財包蔵地の位置と工事計画を重ね合わせ、影響の程度を定性的に予測しました。

予測地点は、計画路線周辺としました。

予測結果

計画路線は、表 7.7.1-1 及び図 7.7.1-1 に示す 1 箇所の埋蔵文化財包蔵地の近傍を通過するため、工事の範囲によっては埋蔵文化財に影響を生じさせる可能性があります。

本事業では文化財の保護・保全のため、工事に先立って関係機関と協議し、必要に応じて試掘調査を実施します。また、その結果に基づき、関係法令に従って関係機関と協議を行い、工事の実施前において必要な措置を講じます。

なお、工事中に文化財等を発見した場合には直ちに届出を行い、「文化財保護法」に基づき必要な措置を講じます。

したがって、計画路線周辺の文化財は価値を損ねることなく記録、もしくは保存されることから、工事の実施による文化財への影響は生じないものと予測します。

(3) 環境保全措置の検討

本事業では、文化財の保護・保全のため、関係機関と十分な協議を行い、工事の実施前において必要な措置を講じること、また、工事中において文化財等を発見した場合には直ちに届出を行い、「文化財保護法」に基づき必要な措置を講じることから、工事の実施による文化財への影響は生じないものと考えます。

したがって、環境保全措置は講じないものとします。

(4) 評 価

評価の手法

工事の実施による文化財への影響の評価は、事業の実施にあたり、文化財の保護が適切になされるかどうかについて見解を明らかにすることにより評価しました。

評価結果

計画路線は埋蔵文化財包蔵地の近傍を通過するため、工事の範囲によっては埋蔵文化財に影響を生じさせる可能性があります。本事業では文化財の保護・保全のため、関係機関と十分な協議を行い、工事の実施前において必要な措置を講じます。また、工事中において文化財等を発見した場合には直ちに届出を行い、「文化財保護法」に基づき必要な措置を講じます。

したがって、計画路線周辺の文化財は価値を損ねることなく記録、もしくは保存されることから、工事の実施による文化財への影響は生じないものと考えます。

以上のことから、事業の実施にあたり、文化財は適切に保護されるものと評価します。